

神奈川県肥料の品質の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

神奈川県肥料の品質の確保等に関する法律施行細則（昭和25年神奈川県規則第96号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のとおり改める。

（生産数量等の報告）

第4条 法第4条第1項若しくは第3項の規定により知事の登録を受けた普通肥料、法第16条の2第1項若しくは第2項の規定による知事への届出に係る指定混合肥料又は法第22条第1項の規定による知事への届出に係る特殊肥料の生産業者は、毎年2月末日までに、前年中に生産した当該普通肥料、指定混合肥料又は特殊肥料について肥料生産数量報告書（第3号様式）により知事に報告しなければならない。

2 法第22条第1項の規定による知事への届出に係る特殊肥料の輸入業者は、毎年2月末日までに、前年中に輸入した当該特殊肥料について肥料輸入数量報告書（第4号様式）により知事に報告しなければならない。

第3号様式及び第4号様式を次のように改める。

第3号様式（第4条関係）（用紙　日本産業規格A4縦長型）

肥料生産数量報告書（　年）

年　月　日

神奈川県知事殿

肥料生産業者　住　所

氏　名  
〔法人にあつては、名称  
及び代表者の氏名〕

年　月　日から　　年　月　日までの肥料の生産数量を次のとおり報告  
します。

| 肥料の名称 | 生産数量（t） |
|-------|---------|
|       |         |
| 合計    |         |

第4号様式（第4条関係）（用紙　日本産業規格A4縦長型）

肥料輸入数量報告書（　年）

年　月　日

神奈川県知事殿

肥料輸入業者　住　所

氏　名  
〔法人にあつては、名称  
及び代表者の氏名〕

年　月　日から　年　月　日までの肥料の輸入数量を次のとおり報告  
します。

| 肥料の名称 | 輸入    |           |
|-------|-------|-----------|
|       | 数量(t) | 生産国又は輸出国名 |
|       |       |           |
| 合計    |       |           |

第5号様式及び第6号様式を削る。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。